

経費区分	内容
(1) 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
(2) 広報費	パンフレット、ポスター、チラシ等の作成費および広報媒体等を活用するために支払われる経費
(3) 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する費用
(4) 旅費	事業の遂行に必要な情報収集（視察、セミナー研修等は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復等）のための旅費
(5) 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造改良、加工するために支払われる経費
(6) 委託費	上記（1）から（5）に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費（【例】インスタグラムでの広告掲載等）
(7) 外注費	上記（1）から（5）に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（【例】店舗の改装等）

## <デジタル技術を活用した取組例>

デジタル技術活用に必要な機器(センサー、入力端末、ソフトウェア)やデジタルコンテンツの作成費に活用できません。

- ・テイクアウト注文システム、予約システム、外国語に対応したネット通販サイトの導入
- ・マーケティング支援ツールを導入した営業の高度化
- ・EC サイト構築による店頭販売からネット販売事業への転換
- ・QR コードを使った在庫管理の効率化 等



## <注意事項>

- ・補助金は精算払い(後払い)となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要です。
- ・補助事業の内容等を変更する際には、必ず事前に事務局にご相談ください。
- ・汎用性の高いものは対象となりません。(目的外使用になりえる PC 周辺機器、タブレット、デジタルカメラ等)
- ・通常の事業活動のための設備投資の費用、単なる取り替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
- ・補助事業計画に基づく商品、サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社の PR や営業活動に活用される広報費は補助対象となりません。
- ・その他対象とならない経費例・・・租税公課(消費税等)、自動車等車両、事務用プリンター、電話機、テレビ、ラジオ、旅費におけるガソリン、タクシー、レンタカー代、ほか販路開拓や業務効率化に結びつかないもの

詳しくは事務局までお問い合わせください。